市町村の優遇制度（補助金・融資）

市町村名	区分 （補助金・融資）	対象者の要件	内容	条例・制度名
北九州市	補助金	【対象企業】 環境・エネルギー産業のうち、次に掲げる技術革新につながる材料・製品・製造装置に関する研究・開発施設、工場 環境エネルギー技術革新計画（平成20年5月総合科学技術会議）又はCool Earthーエネルギー革新技術計画（平成20年3月経済産業省）に記載された技術分野、その他市長が特に温室効果ガスの削減に資すると認めるもの 【技術例】 高効率発電、太陽光発電、風力発電、バイオマス、ハイブリッド・電気自動車、燃料電池自動車、低燃費航空機、高効率照明、高効率ヒートポンプ、燃料電池など ＊ 事業着手前に事業計画書を提出して頂く必要があります。		北九州市環境・エネルギー技術革新企業集積特別助成金
		【設備投資に対する補助】 ① 新規常用雇用者が10人以上（但し研究・開発施設は5人以上） ② 設備投資額が 市内企業：2億円以上（中小企業は1億円以上） 市外企業：5億円以上（中小企業は2.5億円以上） 研究・開発施設は市内・市外企業とも5,000万円以上 ＊新規常用雇用者は、次のいずれかに該当する従業者です。 ⇒ 福岡県民で新規に雇用された者 ⇒ 新規雇用・転勤・出向で新たに市民となった者 ＊市の産業用地購入の場合は①②の要件はありません。	①取得分： 用地費を含む設備投資額の7% （設備投資20億円以上、新規雇用20人以上、新規事業の条件を満たす場合は12%） （市の産業用地購入の場合は14%） ②賃借分： 年間賃借料の1/2（初年度のみ） 【限度額】上記①②の合計額が10億円	
		【雇用に対する補助】 ＊交付の対象となる新規常用雇用者が10人以上 （但し研究・開発施設は５人以上） ＊交付の対象者は、次に該当する従業者です。 ⇒ 上記の新規常用雇用者のうち１年以上勤務し１年以上市内に住所を有している者	○交付対象者：１人あたり30万円 （但し、短時間労働者は15万円） ○交付対象者（研究開発員）：1人あたり100万円 （但し、短時間労働者は15万円）	
	補助金	【対象企業】 ＊以下の業種に属する工場、事業所の新設・増設が対象となります。 製造業、自然科学研究所、ソフトウエア業、情報処理サービス業、情報提供サービス業、デザイン業、機械設計業、エンジニアリング業、総合リース業、産業用機械器具賃貸業、事務用機械器具賃貸業、機械修理業、広告代理業、ディスプレイ業、産業用設備洗浄業、非破壊検査業、経営コンサルタント業、荷さばき施設、保管施設及び流通加工施設を設置する企業、賃貸施設（別途要件あり） ＊事業着手前に事業計画書を提出して頂く必要があります。		北九州市企業立地促進補助金
		【設備投資に対する補助】 新規常用雇用者が5人以上（但し市内中小企業は3人以上） ＊新規常用雇用者は、次のいずれかに該当する従業者です。 ⇒ 福岡県民で新規に雇用された者 ⇒ 新規雇用・転勤・出向で新たに市民となった者 ＊市の産業用地購入の場合は要件はありません。	①取得分： ・用地費を含む設備投資額の2% ・市内中小企業の場合は、用地費を含む設備投資額の3% ・市の産業用地購入の場合は6% ②賃借分：年間賃借料の1/2（初年度のみ） 【限度額】上記①②の合計額が10億円	
		【雇用に対する補助】 ＊交付の対象となる新規常用雇用者が5人以上 （但し市内中小企業は3人以上） ＊交付の対象者は、次に該当する従業者です。 ⇒ 上記の新規常用雇用者のうち１年以上勤務し1年以上市内に住所を有している者	○交付対象者：1人あたり30万円 （但し、短時間労働者は15万円）	

市町村名	区分 (補助金・融資)	対象者の要件	内容	条例・制度名
北九州市	融　資	【対象企業】 ＊以下の業種に属する企業の新設・増設が対象となります。 製造業、自然科学研究所、ソフトウエア業、情報処理サービス業、情報提供サービス業、デザイン業、機械設計業、エンジニアリング業、総合リース業、産業用機械器具賃貸業、事務用機械器具賃貸業、機械修理業、広告代理業、ディスプレイ業、産業用設備洗浄業、非破壊検査業、経営コンサルタント業、荷さばき施設、保管施設及び流通加工施設を設置する企業、電気通信業、情報処理専修学校、観光関連企業（新設・増設の用地規模が10,000㎡以上）、民間放送業及び有線テレビジョン放送業、市の団地（太刀浦、新門司Ⅱ期、響灘）に立地する企業 ＊用地費を含む設備投資額が5,000万円以上	【対象となる経費】 ・用地費 ・工場、事業所等の建設費（機械設備を含む） ・工場用水道工事費 ・特別高圧電力工事費負担金 【返済期間】 10年以内（据置2年以内を含む） 【利用額】 上記「対象となる経費」の80%以内で1企業あたり10億円以内 【貸出利率】 年1.45%（平成15年4月～）	北九州市企業立地促進資金融資
福岡市	補助金	1 対象分野 ①知識創造型産業 ②健康・医療・福祉関連産業 ③環境・エネルギー関連産業 ④アジアビジネス ⑤物流関連業 ⑥都市型工業 ⑦本社機能等 ⑧大規模集客施設		福岡市立地交付金（福岡市企業立地促進条例及び福岡市企業立地促進条例施行規則） （交付金）
		Ⅰ　所有型/設備投資助成 (1)新たに土地及び建物又は建物を所有して対象分野の事業を開始する事業者 (2)対象事業者への施設提供者 ※重点地域（アイランドシティ、香椎パークポート、九州大学学術研究都市）のみ 1　事務所等（対象分野①～④） ①重点地域 【新設，移転又は施設提供】 【延床面積】面積要件なし ②重点地域以外の市内 【新設】 【延床面積】200㎡超 コールセンターは、PBXやCTI等のシステムを用いて、主にインバウンドの業務を行うセンターとし、面積要件は延床面積500㎡超 システムLSI開発拠点がももち地区に立地する場合、アジアビジネスの場合は面積要件なし。 また、システムLSI開発拠点がももち地区に立地する場合は、市内移転も対象とする。	①重点地域 ○土地及び建物所有 【対象】土地，建物，機械設備 【基準】土地取得費の30%，建物，機械設備取得費の10% 【限度額】30億円 ○建物のみを所有 【対象】建物，機械設備 【基準】上記取得費の10% 【限度額】30億円 ②重点地域以外の市内 ○土地及び建物所有 【対象】建物，機械設備 【基準】上記取得費の5% 【限度額】1億円 ○建物のみを所有 【対象】建物，機械設備 【基準】上記取得費の2.5% 【限度額】5,000万円	
		2　物流施設，工場（対象分野⑤～⑥） ①重点地域 【新設，移転又は施設提供】 【延床面積】1,000㎡（市内中小企業者は面積要件なし。） ②重点地域以外の市内 【新設又は移転】 【延床面積】2,000㎡ 【対象地域】 ・物流施設：流通業務地区 ・工場：工業系地域	①重点地域 ○土地及び建物所有 【対象】土地，建物，機械設備 【基準】土地取得費の30%、建物，機械設備取得費の10% 【限度額】30億円 ○建物のみを所有 【対象】建物，機械設備 【基準】上記取得費の10% 【限度額】30億円 ②重点地域以外の市内 ○土地及び建物所有 【対象】建物，機械設備 【基準】建物，機械設備取得費の2.5% 【限度額】2億円 ○建物のみを所有 【対象】建物，機械設備 【基準】上記取得費の1.25% 【限度額】1億円	
福岡市	補助金	3　本社機能等 ①重点地域 【新設，移転又は施設提供】 【延床面積1,000㎡超又は常用雇用者数100人超】	①重点地域 ○土地及び建物所有 【対象】土地，建物，機械設備 【基準】土地取得費の30%、建物，機械設備取得費の10% 【限度額】30億円 ○建物のみを所有 【対象】建物，機械設備 【基準】上記取得費の10% 【限度額】30億円	

市町村名	区分 (補助金・融資)	対象者の要件	内容	条例・制度名
福岡市	補助金	②重点地域以外の市内 【新設又は移転】 【延床面積1,000㎡超又は常用雇用者数100人超】	②重点地域以外の市内 ○土地及び建物所有 【対象】建物，機械設備 【基準】上記取得費の5% 【限度額】１億円 ＊対象分野①～④に該当する場合には、10%・2億円 ○建物のみを所有 【対象】建物，機械設備 【基準】上記取得費の2.5% 【限度額】5,000万円 ＊対象分野①～④に該当する場合には、5%・1億円	福岡市立地交付金（福岡市企業立地促進条例及び福岡市企業立地促進条例施行規則） （交付金）
		４　大規模集客施設 【新設，移転又は施設提供】 【延床面積】3,000㎡超（商業施設は5,000㎡超） 【対象地域】重点地域のみ	○土地及び建物所有 【対象】土地，建物，機械設備 【基準】土地取得費の30%，建物，機械設備取得費の10% 【限度額】30億円 ○建物のみを所有 【対象】建物，機械設備 【基準】上記取得費の10% 【限度額】30億円	
		Ⅱ　賃借型/賃借料助成 (1)対象事業の用に供する建物を賃借する対象事業者 １　事務所等（対象分野①～④） ①重点地域 【新設又は移転】 【延床面積】面積要件なし ②重点地域以外の市内 【新設】 【延床面積】100㎡超 　コールセンターは、PBXやCTI等のシステムを用いて、主にインバウンドの業務を行うセンターとし、面積要件は延床面積500㎡超 　システムLSI開発拠点がももち地区に立地する場合、アジアビジネスの場合は面積要件なし。 　また、システムLSI開発拠点がももち地区に立地する場合は、市内移転も対象とする。	①重点地域 【対象】建物，機械設備の年間賃借料 【基準】上記金額の1/3（ただし、賃借月額は4,000円/㎡を上限） 【期間】３年 ※アジアビジネスの場合は４年 【限度額】年間2,500万円 ②重点地域以外の市内 【対象】建物，機械設備の年間賃借料 【基準】上記金額の1/3（ただし、賃借月額は4,000円/㎡を上限） 【期間】1年 【限度額】年間5,000万円	
		２　物流施設，工場（対象分野⑤～⑥） ①重点地域 【新設又は移転】 【延床面積】1,000㎡超（市内中小企業者は面積要件なし。） ②重点地域以外の市内 【新設又は移転】 【延床面積】2,000㎡超 【対象地域】 ・物流施設：流通業務地区 ・工場：工業系地域	①重点地域 【対象】建物，機械設備の年間賃借料 【基準】上記金額の1/4（ただし、賃借月額は1,000円/㎡を上限） 【期間】1年 【限度額】2億円 ②重点地域以外の市内 【対象】建物，機械設備の年間賃借料 【基準】上記金額の1/6（ただし、賃借月額は1,000円/㎡を上限） 【期間】１年 【限度額】１億5,000万円	
		３　本社機能等 ①重点地域 【新設又は移転】 【延床面積1,000㎡超又は常用雇用者数100人超】 ②重点地域以外の市内 【新設又は移転】 【延床面積1,000㎡超又は常用雇用者数100人超】	①重点地域 【対象】建物，機械設備の年間賃借料 【基準】上記金額の1/3（ただし、賃借月額は4,000円/㎡を上限） 【期間】3年 ＊アジアビジネスの場合は4年 【限度額】年間2,500万円 ②重点地域以外の市内 【対象】建物，機械設備の年間賃借料 【基準】上記金額の1/3（ただし、賃借月額は4,000円/㎡を上限） 【期間】1年 【限度額】5,000万円 ＊対象分野①～④に該当する場合には，2/3、7,500万円	
		４　大規模集客施設 【新設又は移転】 【延床面積】3,000㎡（商業施設は5,000㎡超） 【対象地域】重点地域のみ	【対象】建物，機械設備の年間賃借料 【基準】上記金額の1/3 （ただし，賃借月額は4,000円/㎡を上限） 【期間】1年 【限度額】2億円	

市町村名	区分 (補助金・融資)	対象者の要件	内容	条例・制度名
福岡市	補助金	Ⅲ　日本初進出の外国（外資系）企業 【新設】	【対象】市場調査費（委託料）、各種許可取得登録費、通訳料、人材採用に要する費用 【基準】上記金額の50% 【限度額】300万円	福岡市立地交付金（福岡市企業立地促進条例及び福岡市企業立地促進条例施行規則） （交付金）
	融　資	市企業誘致課との協議に基づき、一定規模の工場、事務所等を移転又は新設する方	○所要資金の90%以内、土地取得費については70%以内 ○限度額　2億8千万円 ○利率　10年以内：1.5% 10年超15年以内：1.7% ○保証料率0.33%～1.56% ○期間15年以内（うち据え置き２年以内）	設備対応資金（融資）
大牟田市	補助金	・対象業種　製造業、機械設計業等 ・投資額（用地費を除く）・新規常用雇用者 ①100億円以上・150人以上 ②50億円以上・100人以上	【家屋】固定資産評価額×6% 【償却資産】固定資産評価額×3% 【限度額】①3億円、②1.5億円 ＊1法人5年間に1回限り ＊立地奨励金との重複適用不可	大規模立地奨励金
		・対象業種　製造業、機械設計業、環境リサイクル産業（大牟田エコタウンへの立地企業）等 ・投資額（用地費を除く）・新規常用雇用者 ①市外企業　5,000万円（1億円）以上・10人（20人）以上 ②市内企業　5,000万円（1億円）以上・5人（10人）以上 ③環境リサイクル産業　5,000万円以上・5人以上 （注）中小企業の場合。大企業は（　）内。	【家屋】固定資産評価額×6% 【償却資産】固定資産評価額×3% 【限度額】7,000万円 ＊1法人5年間に1回限り	立地奨励金
		・対象事業所 大規模立地奨励金、立地奨励金の適用事業所のうち、1,000㎡以上の用地取得を伴う事業所 ・新規常用雇用者10人（20人）以上 ・用地取得後2年以内に着工又は事業所と用地を同時に取得 （注）中小企業の場合。大企業は（　）内。	新たに雇用された1年以上市内に居住する新規常用雇用者数×30万円 【限度額】3,000万円	雇用奨励金
久留米市	補助金	公社等から用地を取得または賃借する場合で、以下の事業所を設置する者 ・投下固定資産総額2億円（中小企業等は5,000万円）以上または常時従業者20人（中小企業等は5人）以上の事業所 ＊重点産業分野の事業所の場合は、上記の要件なし 【重点産業分野】 ・自動車関連分野 ・バイオ・医療関連分野 ・食品関連分野 ・環境関連分野	○設置する事業所に対して課せられる固定資産税額〈3年間〉 ○事業所の設置によって新たに課せられる事業所税額〈5年間〉 ○用地の賃借料×50%〈1年間〉	久留米市産業振興奨励金
		公社等から用地を取得または賃借する場合で、以下の事業所を設置する者 ・投下固定資産総額5億円（中小企業等は2億円）以上の事業所 ＊重点産業分野の事業所の場合は、上記の要件なし 【重点産業分野】 上欄参照	○用地取得額×10%（最大40%） ○生産施設床面積㎡×5,000円（最大20,000円） ＊業種や市民の新規雇用者数に応じて加算（最大4倍支給） 【限度額】2億円	
	補助金 グリーンアジア国際戦略総合特区指定区域	指定区域において、グリーンアジア国際戦略総合特区の事業として承認された事業を行うものが、設備投資額5億円（中小企業等は2億円）以上の事業所を設置する場合	○生産施設及び関連施設 設備投資額×2.5% ○研究開発用施設及び関連施設 設備投資額×5% 【限度額】それぞれ1億円	久留米市グリーンアジア国際戦略総合特区事業推進交付金
	融　資	以下の事業所を設置する者 ・投下固定資産総額2億円（中小企業等は5,000万円）以上または常時従業者20人（中小企業等は5人）以上の事業所	○利子補給　40%（7年間） ○保証料補給　30% ＊融資限度額2億円	久留米市企業立地促進資金融資

市町村名	区分 (補助金・融資)	対象者の要件	内容	条例・制度名
直方市	補助金	・市内に工場等を新設・増設 ・投下固定資産総額2,100万円以上 ＊土地は、市、市土地開発公社が造成、現在所有しているものに限る。	・新規雇用が10人未満（中小企業：5人未満）の場合は固定資産の1%（限度額：3,000万円） ・新規雇用が10人以上（中小企業：5人以上）の場合は固定資産の2%（限度額：2億円） ・上記にかかわらず、新規雇用の6人以上（中小企業：3人以上）が市内居住者の場合は固定資産の2%（限度額：2億円） ・上記にかかわらず、要件に記載した土地を取得し、工場等新設に伴い10人以上（市内居住者の場合6人以上）を新規雇用し、継続雇用する場合は5ヶ年度を限度に奨励金を交付する。 初年度2% 2～5年度1.5%（合計の限度額2億円）	直方市企業立地促進奨励金
飯塚市	補助金	（指定業種） 製造業、固定電気通信業、移動電気通信業、情報サービス業、道路貨物運送業、卸売業、こん包業、自然科学研究所 （共通条件） ・投下固定資産総額3,000万円以上 ・市民の新規常用雇用5人以上（要6月以上継続雇用） （立地区分） ①工業団地内での新設（市有地の取得の場合） ②①以外で新増設等についても優遇制度あり	①の補助金の内容 【企業立地促進補助金】 投下固定資産総額の2～4%を5年間交付 （上限9,000万円） 【雇用促進補助金】 新規常用雇用6人目から1人当たり50万円を交付 （上限1,000万円） 【不動産取得補助金】 不動産取得税額の100%を交付 （上限2,000万円）	飯塚市企業立地促進補助金
田川市	補助金	（工場、IT施設、宿泊施設、物流施設、研究所） ・投下固定資産総額（用地取得費、中古資産取得費、消費税等を除く）2,700万円以上 ・田川市民の新規雇用者　5人以上 ・市税及び田川市に関する使用料等を完納していること （その他の施設） ・投下固定資産総額（用地取得費、中古資産取得費、消費税等を除く）10億円以上 ・田川市民の新規雇用者　30人以上 ・市税及び田川市に関する使用料等を完納していること	奨励金 ⑴事業所設置奨励金（限度額3億円） 投下固定資産総額×5% （用地取得費、中古資産取得費、消費税等を除く） ⑵雇用促進奨励金（限度額3,000万円） ・新規雇用者等で下記全てを満たす者１人×50万円 ・新規雇用者等で下記①及び②を満たす者１人×20万円 ①雇用日等から1年以上継続雇用等していること ②雇用日等から90日を経過した日から1年以上継続して田川市民かつ雇用保険の被保険者であること ③雇用日等から1年を経過した日において、180日以上継続して健康保険及び厚生年金保険の被保険者であること	田川市企業の誘致及び育成に関する条例
柳川市	補助金	市内に事務所等の新設、増設の際、投下固定資産総額が2,100万円を超え、かつ事業開始時において市内居住の新規常用雇用者を3人以上雇用している事業者	雇用奨励金 ○市内居住の新規常用雇用者が3人以上の場合、1人目から交付対象で、1人当たり30万円 【限度額】 1,500万円 利子補給金 ○事務所の新設等に係る1,000万円以上の借入金に対する利子補給金を支給 ○年利1%を上限に3年間 ○借入金の上限は1億円	柳川市企業立地等促進条例
八女市	補助金	・土地購入後3年以内に操業開始 ・土地購入後1年以内に建設に着手 ・正規常勤従業員が10人以上	土地購入経費の30%以内	八女市企業誘致条例
	補助金	【既存工場等の支援】 ○新たな販路開拓につながるための生産能力増強等への機器設備の導入。 ○投下固定資産総額が2,700万円以上の工場等の改修。	【交付金】 新規機器設備等に係る次年度固定資産税相当分	八女市企業の機器設備等導入支援交付金
筑後市	補助金	○投下固定資産総額 大企業1億円以上 中小企業2,500万円以上 ○新規雇用従業員 新設10人以上　増設5人以上 ○専用の寮その他の福利厚生施設を設置 ○工場敷地に接する一般の用にも供する道路の新設、水路の改修等の実施 ⑴工業敷地面積が33,000㎡以上で、工業生産設備の投下固定資産総額が20億円以上の工場を新設又は増設 ⑵従業員150人（増設の場合は50人の増加）以上雇用 ⑶証券取引法第4条第1項本文に基づく届出をした上場企業	奨励金 ○固定資産税の1/2相当額 ○2年間 ○当該施設の設置に要した費用の1/2相当額で、1,000万円を超えない額 特例措置 ○限度額3億円 （予算の範囲内）	筑後市工業振興促進条例
大川市	補助金	市内に事務所等の新設、増設又は移設等により事業を開始する事業者 ○投下固定資産総額3,000万円以上 ○新規常用雇用者5人以上、うち市内居住者半数以上を雇用すること	施設設置奨励金 ○事業所の固定資産税額に相当する額を交付 ○3年間 ○限度額3億円 雇用奨励金 ○事業を開始する日における市内居住の新規常用雇用者に対して1回、1人あたり30万円を交付 ○限度額1,000万円	大川市企業の誘致等に関する条例

市町村名	区分 (補助金･融資)	対象者の要件	内容	条例・制度名
行橋市	補助金	・行橋市企業誘致条例の適用企業（注1） ・新たな土地の取得 ・投下固定資産総額（用地費含む）2億円以上 ・市民の新規雇用5人以上の場合 ⑴立地交付金 ⑵給水加入金交付金 ⑶雇用促進奨励金 （注1） 特定地域（農村地域工業等導入地区若しくは規則で定める地区）に事業所等を新設、増設、移設し、投下固定資産総額2,100万円以上かつ新規常用雇用従業員5人以上に該当するもの。	⑴土地と家屋の固定資産税課税標準額の15%（限度額1億円） ⑵上水道を使用するため納入した施設分担金及び口径別納付金の同額 ⑶市内居住の新規常用雇用者×30万円 （限度額3年間の総額3,000万円）	行橋市企業立地交付金
豊前市	補助金	対象業種 製造業、加工業、電気・ガス・熱供給業、道路貨物運送業、梱包業、情報サービス関連業、自然科学研究所 ①設備投資額 投下固定資産総額3,000万円以上 常用雇用人数 5名以上 ②設備投資額 投下固定資産総額2億円以上（新設のみ） 新規常用雇用人数 市民10名以上 ③設備投資額（用地費含む） 投下固定資産総額２億円以上 ※市または豊前市土地開発公社から新たに用地を取得した者に限る 新規常用雇用人数 市民10名以上	①投下固定資産総額に係る固定資産税の2分の1に相当する額を3年度間交付（限度額3千万円） ②工業用地取得面積に千円を乗じた額を1回に限り交付（限度額5千万円） ＊①と②は併用不可。ただし、②に該当する場合は固定資産税の免除が適用される。 ③市内に住所を有する新規常用従業員数に30万円を乗じて得た額を3年度間交付（限度額3千万円）	豊前市企業立地促進条例
小郡市	補助金	＜対象業種＞ ・製造業、道路貨物運送業、倉庫業、梱包業、卸売業のうち企業立地促進法第5条に規定する集積業種として指定する業種 ＜設備投資＞ ・工場等の新設 ・投下固定資本額1,000万円以上（用地費を含む） ・常時従業者数15人以上	1 雇用奨励金 市内在住の新規常用雇用者1人あたり20万円を交付（1回限り） 【限度額】 1,000万円 2 企業立地奨励金 固定資産税相当額を交付（1回限り） 【限度額】 1億円 ※企業立地奨励金は、市又は市土地開発公社が造成・分譲する工業団地に立地する場合に限る	小郡市工場等設置奨励条例
筑紫野市	補助金	（区域） 条例で定める区域内への新設・増設・移設であること （業種） 製造業、情報通信業、学術・開発研究機関その他基本計画で定める集積業種であること （投下資本総額） 3,000万円以上であること （雇用） 市民の新規常時雇用が５人以上であること	１年以上常時雇用した市民１人あたり20万円を交付（ただし、交付は１回限り、上限は1,000万円）	筑紫野市企業立地促進条例
宗像市	補助金	（製造業） ・設備投資額1億円以上（用地費を含む） ・常勤の役員及び従業員の10人以上が市内居住	○設備投資額（アスティ21のみ用地を含む）の2% ○業務施設年間賃借額の3分の1（3年間） （限度額2,000万円） ○設備機器年間リース料の3分の1 ○市内居住の常勤役員及び従業員1人当たり30万円 （1回限り） （限度額総額1億円）	宗像市企業立地促進補助金
		（産業支援サービス業） ①ソフトウエア業 ②情報処理・提供サービス業 ③デザイン業・機械設計業 ④自然科学研究所 ・設備投資額1億円以上（用地費を含む）又は、設備機器のリース料が年間1千万円以上 ・常勤の役員及び従業員の10人以上が市内居住 （コールセンターについては50人以上）	○設備投資額（アスティ21のみ用地を含む）の2% ○業務施設年間賃借額の3分の1（3年間） （限度額2,000万円） ○設備機器年間リース料の3分の1 ○専用回線年間使用料の3分の1（3年間） （限度額2,000万円） ○市内居住の常勤役員及び従業員1人当たり30万円 （1回限り） （限度額総額1億円）	
		（ベンチャー企業支援） ◇製造業又は産業支援サービス業に分類されるベンチャー企業等 ◇設備投資額1千万円以上（用地費を含む）又は、施設及び設備機器のリース料が年間200万円以上 ◇新規常用雇用者2人以上	○設備投資額の5% ○業務施設年間賃借額の2分の1 ○設備機器年間リース料の2分の1 ○専用回線年間使用料の2分の1 ○新規常用雇用者1人当たり30万円（1回限り） （限度額総額500万円）	
うきは市	補助金	・立地促進奨励金 投下固定資本総額3億円以上 であって 常時雇用従業員数30人以上 ・設備投資奨励金 投下固定資本総額3億円以上 であって 常時雇用従業員数30人以上 ・雇用促進奨励金 投下固定資本総額3億円以上 であって 常時雇用従業員数30人以上 かつ 市民の新規雇用者数10人以上	・立地促進奨励金 新規取得用地価格×10%(限度額 1億円) ・設備投資奨励金 生産施設床面積×5,000円 (限度額 1億円-立地促進奨励金) ・雇用促進奨励金 市民の新規雇用者数×30万円(限度額なし)	うきは市産業立地促進条例

市町村名	区分 (補助金･融資)	対象者の要件	内容	条例・制度名
うきは市	補助金	・産業振興奨励金 次のいずれかに該当する工場等の新設及び増設 ・投下固定資本の総額が2億円以上の場合 （中小企業は5,000万円以上） ・常時雇用する従業員の数が20人以上の場合 （中小企業は5人以上）	・産業振興奨励金 操業開始後、最初の固定資産税が賦課される年度から3年間奨励金を交付 ※当該工場等が新設又は増設された部分に課税された固定資産税に対し、初年度全額、2年次3分の2、3年次3分の1の額に相当する額	うきは市産業立地促進条例
宮若市	補助金	<対象事業> 製造・加工業、及びそれに伴う研究開発事業、情報処理サービス業、教育・学習支援業など ※以上の事業を行う事業所の新設・増設が対象 <土地区分> 福岡県企業局又は本市が所有する土地の購入または賃借契約 <雇用> 新規常用従業員のうち市内居住者６人以上 ※市外からの事業所移転の場合は、新規に限らず対象に該当。	（1）企業立地促進助成金 ・投下固定資産総額25億円以上の場合 投下固定資産総額の8%の額 ・投下固定資産総額25億円未満の場合 投下固定資産総額の6%の額 ※上限額2億円、5年間で分割交付 （2）雇用促進助成金 新規常用従業員1人当たり50万円 ※上限1,000万円、初年度のみ交付	宮若市企業立地促進助成金
みやま市	補助金	・設備投資額2,700万円を超える（用地費含む） ・ 従業員5人以上の企業で、新規に市民を3人以上雇用する	・1年以上雇用した市民1人あたり30万円を交付 （操業開始後3年以内に増員された者を含む） ・限度額1,500万円	みやま市工業等振興促進条例
糸島市	補助金	・指定地域内への新設、移転、増設であること ・業種　製造業、情報通信業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、学術研究機関等 ・投下資本額　3,000万円以上 ・常時雇用者　5人以上 ・税や使用料を滞納していない	新規雇用者（市内在住者）1人につき20万円 （ただし、交付は1回限り、上限は1,000万円）	糸島市企業等立地促進条例
遠賀町	雇用促進奨励金	新設・増設・移設による（有形償却固定資産の）投下固定資本額2,700万円超、及び常時従業員数３人以上等、遠賀町企業誘致条例第４条の要件を満たす事業所で、常時雇用従業員で町内に住所を有する者のうち、新設等に伴い、その事業所の操業日前６月から操業日後６月までに新規に雇用された従業員が、操業日から起算して１年を経過した日において、引き続き町内に住所を有し、かつ、継続して雇用されている場合	交付要件に該当する者の数に20万円を乗じて得た額を予算の範囲内において交付する。ただし、交付は１回限りとし、200万円を限度とする。	遠賀町企業誘致条例
	従業員転入奨励金	新設・増設・移設による（有形償却固定資産の）投下固定資本額2,700万円超、及び常時従業員数３人以上等、遠賀町企業誘致条例第４条の要件を満たす事業所で、既正規雇用従業員で町外に住所を有する者のうち、新設等に伴い、その事業所の操業日後６月までに町内へ転入した従業員が、１年間継続して町内に住所を有し、かつ、継続して雇用されている場合	交付要件に該当する者の数に20万円を乗じて得た額を予算の範囲内において交付する。ただし、交付は１回限りとし、200万円を限度とする。	遠賀町企業誘致条例
小竹町	補助金	・町内における工場等の新設又は増設（小竹町が所有する用地に限る） ・投下固定資産総額　2,700万円以上 ・新規常用雇用（町内居住者）5名以上	○ 町民の新規常用雇用5名以上の場合、1名当たり10万円を1回限り交付（3年間30名を限度）	小竹町雇用促進奨励金
大木町	補助金	○新設 投下固定資本総額　1億円以上 常時使用従業員数　20人以上 ○増設 投下固定資本総額　6,000万円以上 常時使用従業員数　10人以上	奨励金 ○固定資産税の範囲内（3年間） 初年度　100/100 ２年度　75/100 ３年度　50/100	大木町工場設置奨励に関する条例
広川町	補助金	久留米・広川新産業団地に事業所を設置する場合 1．大企業 ⑴事業固定資産総額（用地費含む） 2億円以上　または ⑵常時従業者数 10人以上 2．中小企業等 ⑴事業固定資産総額（用地費含む） 5,000万円以上　または ⑵常時従業者数 5人以上	Ⅰ　自らの用地に設置する場合 設置した事業所の事業開始日の属する年度の翌年度以降3年度、それぞれの年度において当該事業所に対し課せられる固定資産税相当額 Ⅱ　賃貸した用地に設置する場合 事業開始日の翌日から起算して1年を経過する日の属する年度の年間賃貸借料の1/2	産業振興奨励金
		久留米・広川新産業団地において新規に取得した用地に事業所を設置する者で、事業固定資産総額（用地費含む）3億円以上である事業者（指定業種2億円以上）	新規に取得した用地の価格×10% 限度額：1億円	立地促進奨励金
		久留米・広川新産業団地において新規に取得した用地に事業所を設置する者で、事業固定資産総額（用地費含む）5億円以上である事業者（指定業種3億円以上）	生産施設床面積に応じて1㎡×5,000円 限度額：1億円から立地促進奨励金の額を差引いた額	設備投資奨励金
		久留米・広川新産業団地において新規に取得した用地に事業所を設置する場合 ⑴事業固定資産総額（用地費含む） 3億円以上（指定業種2億円以上） ⑵町民の新規雇用 10人以上	町民の新規雇用者×30万円 限度額：500万円	雇用促進奨励金

市町村名	区分 (補助金・融資)	対象者の要件	内容	条例・制度名
糸田町	補助金	・対象事業（製造業・加工業、大型商業施設、その他産業施設） ・投下固定資産総額2,700万円以上 ・新規常用雇用5名以上（大型商業施設は10名以上） ・町税等を完納していること	事業規模に応じて、最大で5年間、課税相当額の2分の1を支給	糸田町工場等の設置奨励条例
川崎町	補助金	・対象業種　製造業、ソフトウェア業、旅館業等 ・投下固定資産総額2,700万円以上 ・新規雇用5人以上 ・町税等を完納していること	【事業所設置奨励金】 町有地取得価格の50～80% （交付率は投下固定資産総額に応じて決定） 【雇用促進奨励金】 新規雇用者数×50万円（上限　2,500万円）	川崎町企業の誘致及び育成に関する条例
福智町	補助金	製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、ソフトウエア業、旅館業 投下固定資産総額2,700万円以上 新規常用雇用及び転属者5人以上	①工場等設置奨励金 投下固定資産額の5% 限度額3億円 3年の範囲内で交付する ②雇用促進奨励金 新規常用雇用者及び転属者1人につき50万円 限度額3,000万円	福智町企業誘致条例
苅田町	補助金	【苅田臨空産業団地】 投下固定資産総額2億円（中小企業は5,000万円）以上 【空港関連用地】 投下固定資産総額2,000万円以上	【苅田臨空産業団地】 土地・建物に係る固定資産税相当額を3か年 【空港関連用地】 土地・建物に係る固定資産税相当額を3か年	立地促進奨励金
		【苅田臨空産業団地】 町民の新規常用雇用5人（中小企業は2人）以上 【公共団体開発地域】 ①投下固定資産総額5億円以上かつ町民の新規常用雇用10人以上 ②投下固定資産総額50億円以上かつ町民の新規常用雇用が50人以上 【空港関連用地】 町民の新規常用雇用2人以上	【苅田臨空産業団地】 用地価格×5% 【公共団体開発地域】 ①の場合 投下固定資産総額×2%（限度額：1.5億円） ②の場合 投下固定資産総額×5%（限度額：5億円） （1,000円未満切捨て） 【空港関連用地】 用地価格×5%	雇用促進奨励金
吉富町	補助金	新設 ○投下固定資産総額2億円以上かつ 町民の新規常用雇用5人以上 （中小企業は投下固定資産総額5,000万円以上 かつ町民の新規常用雇用2人以上） 増設・移設 ○投下固定資産総額3,000万円以上	奨励金 ○固定資産税の1/2（3年間）	吉富町企業立地促進条例
上毛町	補助金	①過疎地域自立促進特別措置法第31条の規定の適用を受ける事業所等の新設等を行い、新規雇用者が5人以上の事業者 ②企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の規定の適用を受ける事業所等の新設等を行い、新規雇用者が15人以上の事業者 ③投下固定資産総額3,000万円以上の事業所等の新設等を行い、新規雇用者が5人以上で町長が特に必要と認めた事業者	1附帯施設等整備費補助金 【対象経費】 （1）防災対策及び環境保全のための設備工事費 （2）自然災害に伴う復旧費 【補助率】（1）3/4　（2）実費 【限度額】（1）1,000万円　（2）250万円 2雇用奨励補助金 【対象要件】 事業開始に必要な常用雇用者を新規に町民から5人以上雇った場合 【補助率】 町民1人につき20万円 （ただし新規雇用から引き続き6箇月を経過した者に限る） 3用地取得奨励金 【対象経費】 事業所用地を新規に取得し、事業を開始した場合における用地購入費 【補助率】10/100 【限度額】1,000万円 4施設設置奨励金 【対象要件】 ③の事業者において操業日の属する年度の翌年度以後3年度分の固定資産税の課税免除額に相当する額	上毛町企業誘致条例
築上町	補助金	以下の①～④の要件を満たすこと ①築上町企業立地促進条例の適用企業 ②新たな土地の取得又は、賃借 ③投下固定資産総額3,000万円以上 ④1年以上の常用従業者の新規雇用者数5人以上	【用地取得交付金】 用地取得費の10%に相当する額（限度額4,000万円） 【用地賃借料交付金】 一年間の賃借料合計額の1/3の額を3年間交付 【雇用促進奨励金】 町内居住の新規常用雇用者1人あたり50万円（1回限り） ※限度額3年間の総額600万円 【給水加入金交付金】 給水装置新設時に納入する加入金に相当する額を交付	築上町企業立地促進交付金 交付要綱